

平成 30 年 7 月 27 日

◎西内委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日の委員会は、出先機関等の調査事項の取りまとめについてと、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部から報告事項が 4 件あります。

お諮りいたします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定いたしました。

まず、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、出先機関調査の際、市町村から受けた陳情については、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けて、商工農林水産委員会から各市町村へ通知することとします。

《農業振興部》

◎西内委員長 初めに、農業振興部について行います。

〈農地・担い手対策課〉

◎西内委員長 まず、耕作放棄地に対する取組状況について、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎岡崎農地・担い手対策課長 委員会資料、赤色のインデックス農地・担い手対策課の 1 ページ目をごらんください。初めに、一つ目の項目である耕作放棄地対策について御説明します。

まず、右の欄の課題の部分に記載しておりますように、農業生産の基盤である農地を将来にわたって有効利用していくためには、耕作放棄地の発生を防止すること、またその解消を行っていくことが重要であると考えております。

次に、取組状況について御説明いたします。取り組み主体の農業委員会につきまして、その主たる業務である担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を積極的に推進していくことが重要であることから、当該任務をより良く果たせるようにするため、平成 27 年に農業委員会に関する法律の改正が行われております。

この中で、耕作放棄地の発生防止解消の取り組みについては、1、農業委員会の必須業

務として法律上位置づけられるとともに、2、農業委員とは別に、各地域において農地利用最適化推進委員を新設し、当該取り組みの推進を図る体制が整備され、3、農地利用最適化推進委員の活動を支援するため、農地利用最適化交付金が新設されるなど取り組みの強化が図られております。

平成30年7月1日現在、県内27市町村農業委員会において、新制度への移行が完了しており、当該農業委員会を中心に、耕作放棄地の利用意向調査や農地のあっせんなどを通じて、耕作放棄地の発生防止・解消の取り組みが行われております。

次に2ページ目の右の欄、今後の対応について御説明します。現在、農業委員会を設置していない大川村を除く県内6市町村において、新制度への移行が完了していないことから、今年度中に当該市町村が新制度へ移行することを支援し、耕作放棄地の発生防止・解消等を一層推進してまいります。また、農業委員会が農地利用最適化交付金を活用するためには、報酬条例を整備することが必要ですが、整備が完了している市町村は、平成30年7月1日現在15市町村にとどまっていることから、未整備の市町村への働きかけを行い当該交付金の活用を促してまいります。

次に、二つ目の項目である耕作放棄地のデータ化する必要性について御説明します。まず、右の欄の課題の部分に記載しておりますように、農地の活用を希望する者に対して耕作放棄地も含め、農地の情報を速やかに提供する仕組みは重要と考えております。

次に、取組状況について御説明いたします。農業委員会には電子化された農地台帳が整備されており、毎年実施されている農地の利用状況調査や耕作放棄地の利用意向調査などで入手した情報も、適宜、農地台帳に反映されております。これらの情報をもとに、農業委員会は、農地の活用を希望する者に対して農地のあっせんを行っております。

次に、今後の対応について御説明いたします。この仕組みを生かしまして、今後も農業委員会に対して、速やかな農地台帳の更新と希望者に対する適切な農地のあっせんを指導してまいります。

このように、農業委員会の活動を支援するとともに、連携して耕作放棄地の発生防止解消に取り組んでまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 農地利用最適化推進委員ができて、取り組みが進むであろうということですが、耕作放棄地の問題で、例えばお父さんお母さんから相続をして、ある意味意欲をなくしている方の土地が耕作放棄地となり、これが耕作放棄地の一つの問題でもあると思うんですけど、そういう方にとって、この制度は有効にいきそうかどうか、そこはいかがですか。

◎岡崎農地・担い手対策課長 説明にもありましたとおり、いわゆる農地の利用状況調査と

遊休農地をよそに活用するかどうかという調査を毎年しておりますので、その意向調査に基づいて、それを貸したいということであれば、そこは農業委員会なり農地利用最適化推進委員があっせんをする形になっておりますし、そこは農業委員ないしは推進委員も、積極的に荒れてしまった農地について貸していく運動はされていると聞いております。

◎**依光委員** なかなか本人の御意向が大事なところがあるので、粘り強くということかもしれんですけど、多分、その農地でも道路に面しているとか利用しやすいところ、そういうところでも、例えばうちの事例で恐縮なんですけれど、舟入小学校という割と中心のところの通学路にある、割といい田んぼがずっと耕作放棄地になっています。相続した方がもう全く意欲がないというか、あまり協力的ではなくて草ぼうぼうになり、そこにヘビとかいろいろな動物がおって子供が大変危ないということで、学校関係者が刈り取っているような状況もあります。何かそこら辺がもう一步踏み込まんといかんのかなと思いつつながら、ただ、今回、新しい制度ができたということで、ぜひ協力体制というか、いろいろな状況も説明できる体制強化をしていただきたいと思います。

◎**岡崎農地・担い手対策課長** 最適化推進委員の制度のポイントとしては、推進委員が地域の取り組みに対して、さらにこの耕作放棄地の解消とかを一生懸命取り組むと、現在の報酬に対して、その実績に応じた上乘せ報酬みたいな制度もありますので、いわゆる制度のインセンティブをうまく活用しながら、強化をしていくことが重要と思っております。

◎**中根委員** 農地利用最適化交付金というのは具体的にどんなふうに使われる状況なのか、ちょっとわかる範囲で教えてください。

◎**岡崎農地・担い手対策課長** もともと農業委員会交付金というのがございまして、農業委員会事務局のいわゆる運営費や農業委員の手当が出るものになっております。

今回、平成 27 年の法律改正とあわせて、今お話のありました交付金がありました。一つはいわゆる農業委員のほかに、農地利用最適化推進委員をおくためのお金ということと、さらに農地利用最適化推進委員の皆様がより地域の活動を一生懸命取り組む場合には、基礎的な報酬に対して上乘せの報酬を出せるようになっておりますので、この交付金を活用することによって、より地域の取り組みがしやすくなる形になっております。

◎**中内委員** この問題になっちゅうところですよ、耕作放棄地の発生防止・解消というのは、高知県は何パーセントにしたらいかがですか。

◎**岡崎農地・担い手対策課長** 耕作放棄地を何%にするかという目標は、県として設定はしておりませんが、基本的には、資料の下にございますとおり、2015 年のセンサスのデータで高知県の耕作放棄地は、全体で 3,921 ヘクタールございます。そのうち、実際に木が生えていたり草が生えているところがありまして、手を入れないと再生ができないものが大体 1,900 ヘクタール。残りの 2,000 ヘクタールについては、いわゆる休耕田であったり、実際に農業をやろうと思えばすぐにでもできる状況にございます。

私どもとしては、やはりまずこの3,900ヘクタールのうちの2,000ヘクタールについて、しっかりと担い手の農業者に農地を貸すなり買っていただくなりして、その解消を努めることが重要かと思っています。

◎中内委員　こないだも幡多へ行って、あるところの所長が、高齢化によって山間地域はなかなか難しいと思うと言いよった。ほんで汽車で行くにね、両脇を埋めちゅう田んぼはほとんどが草ぼうぼうですわ。これはとても解消できる問題じゃないと思うんです。そして中央へ行けば国道を挟んで空き地がいっぱいあるんですよ。

そういうところをどう改善していくかは県の仕事やと思うが、これはどう思いますか。

◎岡崎農地・担い手対策課長　委員の御指摘のとおり、耕作放棄地というのは、どういうところで発生しやすいかと申しますと、やはり山間地の狭小な農地とか、あとはいわゆる市街地に近い農地であっても、圃場整備が行われていない農地を中心に耕作放棄地が発生していると考えております。

ですので、まず1点目の山間部の農地については、高知県としては高知版の集落営農組織を立ち上げておりますので、そういうところがやはり受け手になるという必要があるかと思えます。もう一つ、平場の比較的アクセスのよい農地については、やはり基盤整備と一体的になってそこは貸していく。そうしたことで解消していくことが重要と思っております。

◎中内委員　それはあんたの口で言うこと。市町村からもろうたその資料に基づいて、実際に県がこの現地へ行ったり調査したことがありますか。

◎岡崎農地・担い手対策課長　実際に私どもも定期的に農業振興センターとも意見交換しますし、私どもも中山間地域などを見て、そこは現状把握していると考えております。

◎中内委員　見た言いゆうけんどね、見ちゃあせんと思う、絶対に。そうでしょう、部長どう思いますか。

◎笹岡農業振興部長　課長は、国からことし4月にきたところなんですけれど、私の目から見て、実際にその各市町村の担当者と順繰りで意見交換もしていますし、できるだけ外へ出て高知県の現状把握をしようということで努めております。

そういった点では、中内委員が言われるように全部は見えていないかもしれませんが、ただ、要は、高知のウィークポイントであるところの農地については、結構、私としては見ていると認識しております。

◎中内委員　見ておったらそれは結構です。僕もどうこうとは言いませんけれどね、鉄道が走っちゅう両脇なんかは見て直したとか、改善をしたという要素はございませんので、その辺は十分注意をお願いします。

◎金岡委員　私のところは中山間地域ですから、平場の農業とは違うんですが、まずあつせんと言っていますけれども、第1に必要なのは農地の活用を希望する者をふやす。これ

がまずいないんですね。ですから、必然的に耕作放棄地になってしまうというところがあります。それはどのように考えておられますか。

◎岡崎農地・担い手対策課長 確かに、農地の出し手・受け手のミスマッチというか、やっぱり借り手がなかなか見つからないところはございますけれども、私どもとしては、そういう部分についても地域のいわゆる農業委員なり、今回の推進委員、あとは中間管理機構も活用して、借り手をしっかり見つけてあっせんをしてまいりたいと思っております。

◎金岡委員 しっかりやってほしいんですが、端的に申し上げて借り手がないというのが現実にあります。それからもう一つは、中間管理機構も言われましたけれども、逆に言うと、借り手ができたら中間管理機構が扱う。借り手がなかったら中間管理機構も扱えませんからね。

ですから、借り手がいなかったら全部が耕作放棄地ですよ。そこんところはきちっとやっていただきたいというのと、もう1点は、ことし特になんですが、いわゆる棚田の農作業の中でも、特に草刈りですね。けいはんの草刈りというものが、これが1番の重労働なんですね。棚田を1人で、多い人は10町近くやってる方もいらっしゃいます。その方々も、あぜの草刈りさえできたら維持ができると言われております。その作業を何とかできることを考えていかないと、今、中心となっておる年代が私どもの年代で60歳前後です。かなり厳しい状況になっておりますので、あぜの草刈り等がきちっとできる体制を考えていかんと、維持ができない方向になっていくと思います。その労働力をどう確保するかが1番の肝やと思いますが、そこら辺をどのように考えていますか。

◎笹岡農業振興部長 例えばその草刈りとかに活用できるとすれば、農業者みずからもそうですし、地域の方がまとまってやるときに使えるお金として、中山間の直接支払いとか多面的機能支払い。多面的機能支払いは、ちょっと身近なところで言いますと、この前の豪雨でも水路の泥上げとか、そういうのでも実際に活用している地域がございます。

そういったことで、要は、その地域がみずから交付金をためておいて、それを皆さんがそこで草刈りとかやるときに、報酬的に皆さんにそのお金を出すようなそんな取り組みができます。

なおかつ、外へ委託する、業者に発注するというのに使える交付金もございますんで、我々の周知自体が、そこまでできますよとかというところがちょっと足りない部分もあるかもしれません。そこは、しっかりとまたPRしていきたいと考えております。

◎金岡委員 私もよく承知しております。しかしながら、何度もくどいように申しわけないですが、人がいないんです。ですから、中山間の直接支払いにかかわってる方もほとんどがもう70歳台です。ですから、そういう労働力を確保することがまず第1であろうと思いますので、そこんところをよろしく願いしたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

### 〈産地・流通支援課〉

◎西内委員長 次に、黒潮町から陳情のありました農業の振興に関する要望について、産地流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 委員会資料の赤色のインデックス産地流通支援課の1ページをお開きください。黒潮町からは、農業の振興について3項目の要望をいただきましたので、順次御説明をします。

まず、高知県園芸用ハウス整備事業の補助限度額についての要望がございました。これは園芸用ハウスの天窓の自動制御について、園芸用ハウス整備事業で整備した場合、限度額の引き上げ、または環境制御技術普及促進事業の補助対象にしてほしいという要望です。現在、高知県園芸用ハウス整備事業を活用して、自動天窓をハウス本体と一体に整備する場合は、最低限必要な加温設備やかん水施設などの附帯施設と同様に、補助対象としているところです。

一方で、ヒートポンプや養液栽培装置、循環式殺菌処理装置、炭酸ガス発生機を含む環境制御技術に係る装置につきましては、補助対象事業費限度額を上乗せする附帯設備として対象としておりますが、自動天窓は通常の温度管理であることから、上乗せ補助の対象としておりません。また環境制御技術普及促進事業では、補助対象として環境測定装置、炭酸ガス発生機、濃度コントローラー、局所施用ダクトファンなど、技術のステップアップにつながる環境制御機器、環境制御に係る新技術としており、この事業でも自動天窓は補助対象としておりません。制御技術については、ハウス内の温度環境の制御に加えて、炭酸ガス環境や湿度環境、光環境など作物の生育にとって最適な状態にするために、自動制御を行うものとしております。

一方、自動天窓はこれまで通常の温度管理として手動で開閉していた天窓を自動にかえるだけであれば、省力化技術として認識しているところです。しかしながら今後、環境制御技術をNext次世代につなげるためには、環境制御技術に労働力の面を踏まえて、省力化の視点も取り入れる必要があると考えています。園芸用ハウス整備事業では限られた予算の中で、これまで年間約11ヘクタールの整備について支援を行っているところです。

最後に記載してありますように、平成25年度には10.5ヘクタール、当初予算額4億3,137万円の整備であったものが、平成30年度には約16.5ヘクタール、当初予算額で6億1,264万円の整備を計画しており、要望件数は年々増加しているところです。このような状況の中、通常の栽培管理に必要な附帯設備として、現在も補助対象としている自動天窓に対する新たな上乗せ措置を行うことは、困難と考えております。

しかし先ほど説明いたしましたように、自動天窓は省力化技術であり、労働力不足の解消にもつながることから、Next次世代への展開につながるよう国事業の活用を視野に入れつつ支援策につきまして、検討していきたいと考えております。

続きまして、3ページをお願いします。

次に、高知県環境制御技術普及促進事業の継続についての要望がございました。平成26年9月補正で環境制御技術導入加速化事業を創設し、炭酸ガス発生機などの環境制御機器の支援を開始いたしました。さらに、平成28年度からは、環境制御技術普及促進事業として、日射比例式かん水装置などのステップアップにつながる環境制御機器やニラの電照栽培に必要な機器など、環境制御に係る新技術の機器の導入も含め、事業内容を拡充をいたしました。また、平成29年度からは、国事業の活用を行うことで予算を拡大し、環境制御技術の普及拡大に向けて支援をまいりました。

これまでの取り組みにより、全品目での環境制御機器の導入状況は、平成25年度の31ヘクタールから平成29年度には275ヘクタールと約9倍にまで拡大いたしました。ナスやピーマンなどの野菜主要7品目では、平成29年度には導入面積が234.9ヘクタール、導入率で35%となりました。また平成28年度からは、ステップアップ機器の導入が進んだことで、その増収効果も向上し、導入農家のアンケート調査では20%以上の増収効果が見られた方が、平成27年度の9%から平成28年度には34%にまで増加しております。

このように環境制御装置につきましては、一定普及してまいりましたが、環境制御装置の操作に対しまして、苦手意識を持つ農家や環境制御装置よりも省力化設備の導入を優先する農家など、未導入農家の方々も多く見られますので、今後も引き続き普及促進が必要と考えております。

今後の対応といたしましては、環境制御技術は増収や増益につながるため、1作でも早く導入していただくことが重要だと考えています。まずは本年度の事業を活用していただけるよう取り組んでいるところです。

今後も、さまざまな機会をとらえて、環境制御装置による増収効果の面だけでなく、日射比例式かん水装置によるかん水の自動化など、省力化や効率化などの効果についても情報発信を進め、引き続き普及促進を図ってまいります。その上で、産地の声を幅広くお聞きしながら、国事業の活用なども踏まえつつ、省力化や効率化技術も視野に入れたNext次世代につながるよう、支援策の継続に向けて検討をしていきたいと考えております。

続きまして5ページをお開きください。最後に市町村が行う単独事業への県補助金の導入についての要望です。これは市町村が独自に行っている、例えば施設レモンなど、新たな品目を導入する場合のハウス修繕などへの支援や、産地化への取り組みへの県の補助金の要望です。

本県では第3期産業振興計画に基づき、県勢浮揚に向けた施策を展開しており、農業分野におきましても「地域で暮らし稼げる農業」を目指す姿に掲げ、次世代型ハウス等の整備や環境制御技術の導入支援による産地の強化、生産を支える担い手の確保・育成支援、地域に根差した農業クラスターの形成支援など、生産の増加によって所得の向上を図り、

担い手の増加へにつなげ、その好循環を拡大再生産へにつなげていけるよう、国の事業も有効に活用しながら、さまざまな支援策を強化しているところです。

こうした中、これまでも市町村が産地化を目指し、新たな品目の導入にチャレンジする際には、園芸用ハウスの建設や農業振興センターによる現地実証ほの設置など、ハード・ソフトの両面から支援を行ってまいりました。

要望にありました施設レモンへの品目転換等に伴う既存の園芸用ハウスの修繕や改良につきましては、それぞれの農業者が経営をしていく中において取り組んでいただき、支援は各市町村において御対応いただきたいと考えております。

県としましては、施設園芸農業の一層の振興を図るための農業者の規模拡大や施設の高度化、産地の競争力を強化するための共同利用施設の整備、環境制御など新たな技術を普及するための機器リース、また、受益者数3戸以上による生産機能等の強化など、拡大再生産につながる取り組みにつきまして、引き続き支援をしてまいります。

以上で産地・流通支援課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎中内委員 1ページ目ですけれどね。この天窓のは自動はきかないというが、これは、国はどうしておりますか。県だけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 事業にもよります。県では、園芸用ハウス整備事業の通常の補助事業としては対応しております。それから国の事業としても対応します。ただ上乗せ補助として、これを入れることによって通常の限度額をさらに上乗せするという事業での対応はしておりません。

◎中内委員 いかんという理由はそれだけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 先ほども説明させていただきましたように、一つは、現在、環境制御の技術や園芸用ハウス整備の事業においても、例えば、環境制御でしたら、新しい技術であったりとか、新しい技術等に基づいて事業を入れていく、新しい機械を入れていく、そういったものを対象にしております。通常の自動天窓は、今まで手で巻いて開けていたものを自動的に開けていくということですので、そのことによって新しい収量が伸びるとかそういうことをあまり考えられないんじゃないかということで、現在までは補助対象としてなかったという経過がございます。

◎中内委員 これせっかく出てきちゅうがやきね、一步踏み込んで何か努力してもらいたいと思います。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今までは、単純に天窓開けるだけの技術でしたら、そういうことなんですけれど、例えば環境制御技術と一緒に天窓を自動的に開閉できるようなシステムであるとか、そういった新しい考え方を入れて、何とかこういうのも一つは対象にできないかなというのは、これも先ほど申しました検討していきたいという段階ですが、



そういうことをちょっと考えております。

◎中内委員 いろいろあろうと思いますけど、前向きに踏み出して考えちゃってください。

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続きまして、農業振興部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈農業政策課〉

◎西内委員長 まず、平成30年7月豪雨による農業被害の状況及び対応について、農業政策課の説明を求めます。

◎池上農業政策課長 委員会資料の報告事項、赤色のインデックス農業政策課のついたページをお願いします。

まず、1の被害の状況につきましては、7月18日時点での取りまとめました農業被害の額は3億4,151万4,000円となっております。内訳は園芸用ハウス本体の倒壊や、被覆の破損、附属施設の破損など、施設被害が9,900万円余り。ユズ、メロンなどの作物被害が2億4,100万円余りで、農作物関係としましては、約3億4,000万円の被害額となっております。

また畜産関係では、飼料用の作物におきまして90万円の被害が生じております。農地農業用施設関係では、安芸市や大月町、宿毛市などで路側の崩壊や橋梁の流出などの被害が発生しておりますが、道路の通行どめなどもございましたため、現在、継続して調査を行っているところです。

次に、2の復旧に向けた対策等につきましては、被災農家に寄り添った対策をスピード感を持って取り組むこととしております。

まず、(1)の農地の復旧につきましては、土砂等を撤去すれば営農再開が可能なユズ園地につきましては、JA土佐あきからの応援要請を受け、7月17日から19日の3日間、そして25日、26日の計5日間、農業振興部の職員を派遣いたしまして、JAや安芸市役所の職員の方々とともに、樹木周りの土砂の撤去などユズの木の保全対策を行いました。また、ユズ園地に流入しました土砂の撤去などにつきましては、国の災害査定を受ける前の緊急応急工事により、準備ができたものから順次、安芸市が発注を行っております。

②の農地の復旧工事及びユズ、ブントンの改植対策につきましては、関係機関とも調整の上、早急に復旧工事の発注と、国の事業も活用しました果樹の植えかえ等について、支援をしております。

(2)の農業用施設の復旧対策としまして、軽微なものにつきましては、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用しまして、農地、用水、用排水路、取水堰

の土砂等の撤去が行われております。復旧工事を要するものにつきましては、市町村、農地所有者などの関係者と協議の上、農地農業用施設災害復旧事業による復旧工事を実施いたします。この農地農業用施設災害復旧事業につきましては、今回の災害が激甚災害の指定を受けたことによりまして、国庫補助率が今後、引き上げられる見込みとなっております。

(3)の園芸用ハウスの修復、建てかえに対しましては、昨年度に補助率や補助限度額を引き上げるなど、支援の内容を拡充いたしました県単独の園芸用ハウス整備事業費補助金により支援をしております。このほかにも、補助事業を活用しまして、リースで導入された環境制御装置などの水没破損等に対する保険の適用や、次のページに記載をしております(4)の融資制度、(5)の農業共済制度などを活用いただき、1日も早く営農が再開できるよう、関係団体などとの連携のもと対策を進めてまいります。

3の次の台風や大雨に備えるための対応につきましては、(1)の収穫中または収穫前の作物を守る対策、(2)のハウスなど圃場の浸水防止対策、(3)の農業用資材、管理機器類の安全対策を徹底しまして、今回の災害による被害の拡大防止と次の大雨による被害の軽減に努めてまいります。さらに(4)のため池の緊急点検の実施につきましては、県内の全てのため池391カ所につきまして、市町村及びため池管理者に緊急点検を実施するよう通知をいたしまして、緊急点検を行っていただき、全てのため池で問題のないことを確認しております。

最後に、4のその他です。高知競馬では、被災地支援競馬を開催することといたしました。7月、8月のメインレースの売得金の1%を県が募る義援金に寄附することとしております。この被災地支援競馬が復興の一助となることを祈っているところです。

以上で、災害に関する報告を終わらせていただきます。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 災害復旧、農地の復旧に関して、迅速にやっていただいております。それで、自分も21日に安芸のほうで副委員長とともに話をお聞きしたところです。そこで、結局自己負担がどれくらいかかるのかという、県も補助金を当然用意してくれているわけですが、ただ被害の規模が大きいもので、これからどれくらいユズをやっていけるか、高齢化もあるわけですが、そのときに、今回の自己負担が幾らかかって、完璧に直したら資金を回収して収益を上げられるという、そこら辺の農家のイメージがわくような形の支援はいかがでしょうか。今ちょっとできづらいので、もうあきらめたほうがいいのか、ユズをやるために復旧したほうがいいのか、そこら辺で結構悩んでるんじゃないかと思えますけど、そこら辺いかがですか。

◎笹岡農業振興部長 絶対に営農は継続していただきたいのが県の姿勢です。どうしても、ユズの木が全部流されて、要はもう土だけになっている、その農地の上へ土砂かぶって

るところにつきましては、復旧に一定時間がかかるでしょうけれど、とにかくことし収穫できるものについてはことし収穫できる状況にすると。

自己負担については、どこまで支援ができるかは今の段階でまだ決まってははいませんが、国のほうも、かつてのような被災農業者向けの経営体育成支援事業という、そういう特別な措置も今検討しているようには聞いております。国のそういう取り組み、それから我々も今一生懸命対応策を検討していますので、そういったものを活用させていただいて、今後も営農を継続していただきたい。いわゆる事前復旧になると思うので、そのあたりについては、しっかりと証拠写真とか、領収書とか、農業者の方に保管していただきたい。そう考えているところです。

◎**依光委員** そういう意味で言ったら、災害査定ができないとなかなか動けんという中、ユズがどうなるかわからんということで心配されているところを迅速にやっていただいたということですし、部長も農家がやっていけるようにということでお言葉いただいたので、やっぱり補助の上限とか、その割合によってとなると、パーセントが少なくとも全体の工事費が大きくなったら、やっぱりお金はかかるわけなんで、農家にとってわかりやすい形でまた御支援よろしくお願いします。

◎**中根委員** 私も同じユズで、ことし収穫できる木を何とか生かそうというその迅速な派遣なども、すごいなと思っているんですが、農家の方たちの中には、もう生かしようもない木になってしまった場合に、大変な不安が広がっていると思います。ですから、さっき依光委員もおっしゃいましたけれど、一人一人のところにどんなふうに寄り添い励ますか。予算そのものは必要なものは、国を待たずに出していくという、そういう知事のお話もお聞きをしましたけれども、ぜひ、その方向で励ましながら頑張っていただきたいと思いますので、要請をします。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

#### 〈農業基盤課〉

◎**西内委員長** 次に、国営緊急農地再編整備事業「高知南国地区（南国市）」について、農業基盤課の説明を求めます。

◎**釣井農業基盤課国営農地整備推進監** 委員会資料の報告事項、赤色のインデックス農業基盤課の1ページをお願いします。高知南国地区の国営圃場整備事業の計画につきましては、前年度末までの地元調整の進捗が十分ではなかったことから、調査期間を1年延長して、権利者の仮同意の取得に取り組んできました。

1の計画の概要につきましては、農地の受益面積630ヘクタール、総事業費190億円などとなっておりますが、今後、計画内容の見直しに伴い修正が行われる予定です。

2のところ、合意形成の経過ですが、平成30年3月末の時点で仮同意率が86.9%であったため、6月まで取り組みを継続し、仮同意率の向上を図るよう地元の圃場整備委員や、

市及び県などの関係者が一体となって、未同意者への面談や説明を行い理解と協力を求めていく活動を進めてきました。

その結果、平成 30 年 6 月末の状況では、仮同意率は 93.2%まで向上しましたが、対象区域の一部除外に伴い、見直しによって計画面積が 616.6 ヘクタールとなっております。また、全体 16 工区に分かれておりますが、そのうちの半分、8 工区では 95%を超える状況となっております。これにより、国は平成 31 年度概算要求に地区調査費を計上する見込みとなりましたが、着工後の円滑な事業実施に向けて、さらに合意形成を進める必要があるとの判断も同時に示され、仮同意の取り組みを 9 月末までさらに 3 カ月間再延長をすることとなっております。

3 のところに 7 月以降の取り組みを記載をしておりますが、今日 9 日、本事業の地元の推進組織である圃場整備委員会で取り組み延長の方針を確認しまして、引き続き、仮同意の活動を進めていくとともに、広報活動などによって南国市の農業振興に国営事業が必要であることを周知するなど、着工に向けた機運を高めていくこととしております。

今後は 9 月末をめどとして一定地域の設定を行い、計画対象範囲を固めた上で、農地の集積や品目別の作付計画などの調整を進めながら、適宜、国に対する要請活動なども行っていく予定です。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 6 月末の状況で仮同意が 90%まで上がってきた要因は、計画の面積が減ったこともあろうかと思いますが、ただそれだけではなくて、推進監も入っての取り組みが、功を奏していると思うんですけども、南国市に入ってみて、何が足りなくてこの同意率が伸びてこなかったのかを教えてくださいと思います。

◎釣井農業基盤課国営農地整備推進監 私も未同意者の方への面談とか説明に、多いときは週に 4 日参りました。御自宅を訪ねて、中には門前払いの方もおられるし、いろいろ話を聞いておりますと、1 番多いのは現状で別にいいんだと。満足しているからもうこれ以上そういった事業に参加してまでという方が結構おられるのが 1 番多いです。後は、直接圃場整備ではなくて、いわゆる公共事業とか行政に対する不信とか、そういった方もおられました。

ただ、3 月末の状況から見ると、全体で未同意者がおおよそ 400 人近くおられたんです。そのうちの半分ぐらいが何とか同意をいただきましたんで、あとは根気よくやっていくしかないのかなと思っておりますが、残った方はかなり難しいといいますか、なかなかこちらがメリットとか、将来のお子さん、お孫さんの代に立派な姿を残しましょうという話も何度かしておるんですけど、なかなか聞いていただけない方も結構おります。そこはさらに地元の方と一緒にやっぱり熱意を伝えていく、それが大事だと思いますので引き続き

頑張りたいと思っています。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

#### 《林業振興・環境部》

◎西内委員長 次に、林業振興環境部について行います。

#### 〈環境共生課〉

◎西内委員長 まず、牧野植物園の多言語化等、外国人観光客への対応について、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 委員会資料の赤色のインデックス環境共生課の1ページをごらんください。

まず、牧野植物園の多言語化等、外国人観光客への対応についてです。まず来園者の状況としまして、平成25年度以降の数字を記載しています。ごらんのとおり、外国人の来園者数は増加傾向にあります。資料には記載しておりませんが、本年7月18日段階で入園者が全体で5万3,515人に対して、外国の方からと思われる方が1,857名、全体の3.5%ということで、本年度も引き続き増加傾向にあります。

外国人の内訳としましては、受付で恐らくはこういった方であろうということで判定をしております。台湾、香港、欧米、次いで中国、韓国からのお客様が多いということです。

外国語の案内、サインについての現状ですけれども、こちらの画像6枚貼り付けております。上のほうには園の利用案内、あとは本館のショップ、レストラン、トイレ等の主要な施設につきましては、英語、中国語の簡体語、あとは韓国語の表示をしています。1番下の右側にご覧のように、主な誘導看板につきましては英語の表示をしています。

次の2ページ目をお願いいたします。概要のパンフレットです。こちらにつきましては入園される方が受け付けで利用料をお支払いしていただくときに、パンフレットを1人1枚お渡ししております。こちらでは英語と中国語の繁体字、簡体字、韓国語の4種類を御用意しております。

次に、展示の解説パネル等についてです。こちらにつきましては、英語表記で記載をしております。園内の植物の表示につきましても、牧野先生ゆかりの植物等の主な植物についてはこういった形で英語表記をしている状況です。

4点目の園内ガイドです。植物園の職員によるガイドを最近強化しておりますけれども、日本語のみになっておまして、外国の方への対応としましては、予約制にはなりませんけれども、ツアーの場合につきましては、ツアーで添乗員が大体ついてこられますので、そちらの方を通して解説をしているという状況になっております。

5点目としまして海外クルーズ船の対応、現状です。こちらにつきましては、観光コン

ベンション等々との連携をいたしまして、国内の代理店に対して営業活動を実施しております。具体的にはクルーズ船内、高知新港に着く前に観光地案内のロケ案内、植物園の案内を強化する等の営業を実施しています。

今後の方針としまして、平成 31 年 2 月から始まりますポスト幕末維新博の中核施設として、牧野植物園は位置づけることとしております。このため、今後展開いたします観光キャンペーンの中で、さらなる外国人来園者増に向けましたインバウンド対策を実施するように考えております。

その内容ですけれども、まず 1 点目としまして広報（情報提供の強化）と記載しております。こちらにつきましては、インターネットウェブ上での情報提供の強化をしたいと考えております。まず今年度、牧野植物園では、日本語版のホームページの全面的なリニューアルを計画しております。こちらリニューアルにあわせて、外国語での情報提供もあわせて充実をさせていくように考えております。また、外国人向けの県の観光情報サイト、Visit Kochi Japan においても連携を強化しまして、こちらでの情報発信も充実をしていきたいと考えております。

2 点目です。こちらは園内の案内サインの充実、改善としまして、現在施工しております（仮称）ファミリー園・スタディ園の整備にあわせて、園内のサインの外国語表示をふやしていくと考えております。

次の 3 点目、ガイド機能の強化です。こちらにつきましては、平成 30 年度から園内の Wi-Fi エリア、現在は建物周辺のみとなっておりますので、植物園を全て網羅する形でエリアを拡充したいと考えております。こちらのエリアを拡充しますことで、スマートフォンなどを通して、植物の解説を充実していきたいと考えております。その際には、解説の多言語化も図っていききたいと考えております。

最後になります。4 点目です。クルーズ船等の団体客向けの対応です。こちらにつきましては、引き続き、観光コンベンション協会等とも連携を強化しながら、バスツアーの選択肢に牧野植物園をより組み入れていただくように事前の営業強化をしてまいりたいと考えております。あわせて、入港までのクルーズ船内での植物園の PR も強化していくように、営業活動を続けたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続きまして、林業振興環境部から、1 件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

## 〈林業環境政策課〉

◎西内委員長 平成30年7月豪雨による林業被害の状況及び対応について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 委員会資料の報告事項、赤色のインデックス林業環境政策課の1ページをお開きください。平成30年7月豪雨による林業被害状況及びその対応につきまして御説明します。

1の被害状況ですが、林業被害額は合計で約167億円となっております。7月25日の新聞報道にありました林野庁によります発表では、高知県の被害額が182億円と15億円の差が生じておりますが、これは本県の国有林の被害額を合算しておるためです。国有林関係を除きます本県の被害の内訳としましては、上から林道施設では、のり面崩壊や路肩崩壊などの被害が18市町村、160カ所で発生しておりまして、約23億円の被害金額となっております。

次の林地荒廃では、山腹崩壊などの被害が18市町村70カ所で発生しておりまして、約140億円、治山施設では2カ所、約2億6,000万円の被害金額となっております。その下の民間の林業関連施設等につきましては、作業道や林業機械などの被害が発生しております。

以上は7月24日時点の数字ですが、まだ、県道や市町村道が復旧していない地域が多数ございまして、現地の確認ができてない箇所もありますことから、今後も被害が増加していくものと考えております。

次に、2の復旧に向けた対策等です。

(1)の林道関係の復旧につきましては、①にありますように、被災により県民の生活や事業活動に影響がある箇所の早期復旧に現在取り組んでおります。まず、今月24日までに6路線の崩土の除去を完了しております。今後は、既に着手済みの2路線に加えまして7月末までに2路線、8月上旬までに2路線、計6路線につきまして、崩土の除去に取り組んでまいります。また、安全な車両の通行が急がれます林道の早期復旧のために、8月上旬までに合わせて4路線、以上、林道関係では完了も含めまして、合計16カ所の復旧工事に取り組んでおります。

②の今後の復旧対策としましては、引き続き被災状況の早期把握に努めますとともに、県民生活や事業活動などを考慮し、優先度の高い箇所から工事に着手し、復旧を図ってまいります。

(2)の治山関係の山腹崩壊の復旧につきましては、県民の生活や事業活動に影響がある箇所から、早期復旧するよう取り組みを進めており、大豊町立川地区の高速道路の被災箇所、それから、宿毛市大島地区などの人家付近などの計5カ所の早期復旧に向け調査を開始しております。

②の今後の復旧対策としましては、復旧状況の早期把握とともに、県民生活や事業活動に影響のある箇所を早期復旧に努めるとともに、優先度の高い箇所から工事に着手してまいります。

(3)の民間の林業関連施設等の復旧につきましては、①の製材工場及び特用林産関連施設につきましては、既に復旧済みとなっております。

②の今後の復旧対策のうち、作業道につきましては、林道等が通行可能な箇所から復旧計画を作成している状況でございます。造林事業などによりまして復旧を支援してまいります。林業機械につきましては、林業事業者の素材生産計画に基づき、機械のレンタルや新規導入について支援してまいります。

(4)の災害廃棄物の適正処理につきましては、浸水被害などを受けた市町村の災害廃棄物の情報把握に努めるとともに、廃棄物の広域処理など、必要に応じた支援を実施してまいります。

(5)のその他の取り組みとしましては、災害対応の支援制度を一覧にまとめてホームページに掲載することとか、関連団体への支援制度や注意喚起の周知、四国森林管理局のヘリコプターや県の防災ヘリによります森林被害の調査を行いました。また、災害復旧に向けて林業事務所の職員を市町村に7月10日から派遣しております。また、早期の事業採択に向けまして、林野庁による災害現場の視察による技術指導や助言をいただいております。

最後に、3の次の台風や大雨に備えるための対策としましては、まず(1)につきまして、被災箇所を早期に特定し、被災箇所を把握するとともに市町村や関係部局と情報共有を徹底してまいります。

(2)につきましては、被災箇所の状況調査を行いますとともに、次の台風や大雨により、さらに被害が拡大するおそれがあったり、県民の生活や事業活動に影響があると思われる箇所については、国の災害査定を待つまでもなく早期に応急対策を講じていくこととしております。

(3)につきましては、基幹林道や山地災害危険地区などを巡視し、危険箇所の早期発見に努め、人家の裏など優先して必要な対策を講じていくこととしております。

最後の(4)につきましては、山腹崩壊等により溪流内に倒木が残り、次の台風や大雨により流木となり、下流の人家等に被害を及ぼす恐れのある箇所の倒木を事前に除去することとしております。あわせて、昨年の九州北部豪雨によります被害状況にかんがみまして、本年度より流木の対応が必要と思われる県内14ヵ所において、溪流の流木除去などの工事を実施しているところです。

以上で、林業環境政策課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。



◎依光委員 香美市の関係では、非常に迅速に対応していただいております。それで、先ほどもあったように、生活事業活動に影響のある箇所を早期復旧ということで、道とかいろいろやっていただいておりますが、1点ちょっと要望的な形になるかと思うんですけれど。岡ノ内という集落がありまして、大栃と徳島との間くらいで須賀井トンネルがあるのですが、そこがちょっと危ないということで、今片側で通しているんですけれど。その岡ノ内の水源が傷んでおると。それに通じるのが林道なんですけれど、実は工事をしている最中でまた来てしもうて、水源のこともあって早く直したいんですけれど。3つの工区で工事中ですが、そのうち、3工区を早期にやってもらいたい。ただもう発注は終わっていると思うので、その辺、今仕事をパンパンの中で建設業者も取っている中で、新たにまた災害復旧ってなって、優先順位が物すごく変わってきていると思うんです。

そういうふうに工事したやつをうまく調整せんといかんし、あとはもう繰り越してみたいな形でせんと、工期間に合わない感じになっているんですけれど、そこら辺、優先順位が災害が起こって変わったと思うんですが、柔軟に建設業者がやりやすい形に変更するのは可能なものでしょうか。

◎二宮治山林道課長 岡ノ内地区から入った河口落合線3工区を先にやってもらいたいというお話。そののところ、確かに繰り越しの関係も当然、視野に入れていかないかんと思いますし、まずやらないかんところ、そういう生活に影響のあるところが、まず最初に優先してやっていくということが私たちがやっていかないかんことだと思っていますので、そのところは引き続き、優先させてやっていきたいと思っております。

◎依光委員 契約していた分でも、柔軟にやってもらったらありがたいと思います。

それともう1点。ヘリコプターで調査をしてというので今回相当ヘリコプターも飛んでいて、これすばらしいなと思ったんです。県のヘリだけじゃなくて国、自衛隊とかも入ってたと思うんですけれど、そこら辺の情報共有というか、山なんて見に行けんところも今回の災害の査定も含めてやられたと思うんですけれど、そこら辺の情報は土木部のほうにも行くということなんですけれど、どういう形でやられているのか。

◎二宮治山林道課長 まずヘリコプターの関係につきましては、森林管理局のほうから、県も同乗しませんかという話がありました。そういう形でそのところに同乗させていただいたということと、そういうところでヘリコプターで撮った映像写真、こういうものについては、土木部とも共有をさせてもらっています。

それから土木部の写真、どこが撮ったのかまだ、今の段階では承知してませんけれど、そういう写真、映像というものについては情報をいただきまして、それを検討していくと。それで図面上に落としていくというやり方をしております。

◎依光委員 状況も山が動いてるみたいなのところも確認が、日をおいて撮ってるんでぜひそれはやっていただきたいと思います。

最後に要請で、物部川の堆積土砂の関係が今回さらにひどくなったということもあるんで、しゅんせつするかどうするか、とめるということで対応されるとのことやっただすけれど、やっぱりとまらんかった部分で、それも今後の課題として御検討いただきたいと思っています。

◎野町副委員長 豪雨災害の復旧に対して、迅速にさまざまな取り組みをしていただきまして本当にありがとうございます。現場のほうも大変感謝をしておるところであります。

依光委員からもありましたが、今回、私の地元の話で申しわけないんですけど安芸川、伊尾木川のほうも、特に山林からの流木による被害というのが大変大きかったということで、知事にも現場を見ていただきました。河川の中洲等に大量の流木がひっかかって、川の流れを変えて農地、あるいは集落に水が押し寄せたというケースが随分見られましたし、安芸川、伊尾木川につきましては、五つぐらいの橋梁が流出をしておりますけれども、これの要因になったのも流木がひっかかってということがございます。

これまでも言われてきたことですが、森林環境税も来年から前倒しでスタートするということですし、先ほど一番最後に御説明いただいたように、九州の豪雨災害の教訓を得て、流木に関してはのけていくということでもありますけれども、そこをしっかりと徹底もしていただきたいですし、また森林環境税のほうの使い道ということについても、山を守るということだけではなくて、災害の視点で山をどう管理するかをしっかりと見きわめていただいてやることを、国に対して、しっかりと要望もしていただければと本当に痛切に感じたところです。

私が1番びっくりしたのが、今回、安芸の海岸にも随分流木が流れて、これまでに見たことのないような木が流れておりました。30メートル近いスギ、ヒノキの生木がごろごろありまして、先ほども一番最後にありましたように、河川の近くにある、いわゆる植林のものなども流れているのかなど。あるいは山崩れというものもあるんだろうと思いますけれども、そういった部分の管理とか、あるいは危険なところの事前の撤去でありますとか、そういったことも含めて本当にお願いをしないと、今までも言われてきたことですが、言葉は悪いかもしれませんが、山が災害の加害者の立場に置かれるということは非常に残念な話ですので、しっかりと管理ができる仕組みづくりもお願いしたいと、要請ということでよろしくお願ひしたいと思います。

◎金岡委員 山腹崩壊も嶺北のほうで見られるんですが、ここに書いてあるとおり、山腹崩壊に伴ってかなり流木が落ちてるわけですね。それが川へ至っていますので、当然また雨が降ると被害を及ぼすということで、これを除去すると書いておりますけれども、かなり除去することが難しい問題であろうと。例を挙げれば、立川川の対岸に随分落ちてかなり川まで至っています。そこは道もないですが、それらの除去はどのようにされるんですか。

◎二宮治山林道課長 その流木の防止対策につきまして、確かに道が入れないところについてはすぐにはできないと思っています。今、入れるところで除去できるところから順次進めていく形で対策をしていきたいと思っています。

◎金岡委員 それから県道とか町道へ落ちてるわけですね。除去は土木部がやったり、町当局もやったりということでやられると思うんですが、そのもっと上の部分、ずっと上から落ちてます。その上の部分はどのように考えておられるのでしょうか。

◎二宮治山林道課長 災害が起こって町道とか私道とかそういうところに来ているものについては、災害関連緊急治山という事業がありますので、それによって早期復旧に位置づけていきたいと思えますし、まだ中のほうに止まっているというパターンもあると思えます。そういう場合には災害関連緊急治山という対策にはならないんですけど、それが流れるということで人家等に危険を及ぼすことがあれば、県単事業になるとは思うんですけど、土砂除けみたいな形で必要に応じて対策をしていきたいとは思っております。

◎金岡委員 最後もう1点。それと同時に、今回の雨でクラックの入ったところが随分あります。今後どのようにされるのでしょうか。

◎二宮治山林道課長 地すべり的な形でクラックが入っているところについては、当然調査をかけていかなければいけないと思えますし、ただ人家等すぐあるようなところについては、緊急地すべりというものもありますので、その部分でそれが採択できるようであれば国に要望していきたい。また、今回の緊急地すべりでいかない場合については、次年度以降の国の事業を使うとか、そういう対応をしていきたいと思っております。

◎西内委員長 先ほど野町副委員長からもありましたけれども、海の中に大きな流木、材が非常に流れているということで、先日うちの漁協の方々とも話をしたときに漁船が非常に危ない状況になっていると、これを何とかしてくれないかっていう要請も来ておりました。これは水産振興部で行うべきなのか、林業振興・環境部なのか、その事前対策ということでも、今後もしっかりと対応をお願いしたいということのを要請しておきたいと思えます。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

#### 《水産振興部》

◎西内委員長 次に、水産振興部について行います。安芸市及び黒潮町から陳情のあった水産業の振興に関する要望について、であります。

#### 〈漁業振興課〉

◎西内委員長 まず、漁業振興課の説明を求めます。

◎岩崎漁業振興課長 委員会資料、赤色のインデックス漁業振興課の1ページをお願いします。

黒潮町から水産業の振興に関する三つの項目について要望をいただいております。

まず1点目のカツオ資源の確保に関する要望ですが、右の執行部の意見または措置状況の欄をごらんください。近年、水揚げの減少に伴いまして、本県のカツオ漁業は厳しい経営を余儀なくされておりまして、各経営体は資金繰りが悪化する中で、老朽化する漁船の代船建造を行うことができず、最近では操業に不可欠である活餌の確保にも苦慮している状況であると承知をしております。

このため、県では本年度からこれまでの融資制度では対応できなかった、多額の定期検査費用を対象に、長期の低利融資制度を創設するとともに、平成27年度補正予算としてスタートしました国の漁船リース事業等を活用しまして、代船建造と設備投資を支援してまいります。また、カツオ漁業に不可欠であります活餌の確保につきましては、これまでは、宿毛湾や九州方面等の活餌の確保に関して支援をしてまいりましたが、今後は、土佐湾での活イワシの確保ができないか具体的な検討を始めたいと考えております。

一方で、近年のカツオ不漁最大の要因は、熱帯域でのまき網による大量漁獲によって、我が国周辺海域への来遊量が大幅に減少しているものと考えておりますことから、引き続き国に対しては、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)が巻き網の操業規制等実効ある資源管理措置を講じるよう、高知カツオ県民会議とも連携をし粘り強く提言をしてまいります。

次に、2ページをお願いします。2点目の要望です。漁業従事者の担い手確保対策について、右端の欄をごらんください。平成12年度からスタートしました担い手の確保対策につきましては、研修制度の充実、アドバイザーの配置や担い手育成団体の認定など、支援策の強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、毎年度のように制度の見直しを行ったことから、支援制度が細分化され、それぞれの支援制度の実施期間が異なることになりまして、研修生にとっては、相談窓口がわかりにくく、最近では、研修を修了してから漁業経営が安定するまでの間の支援制度がないといった課題も顕在化しております。

このため、県では新規就業者のフォローアップも含めまして、安心して漁業に就業できる一元的な支援体制の構築に向けて、抜本的な見直しに着手したところです。また平成27年度から開始されました国の機器導入事業につきましては、補正予算により措置されているため、事業の有無や実施期間の見通しが困難なことから、漁業者が計画的に機器の導入が行えるよう国に対し、当該事業の当初予算化による継続と予算枠の拡大を引き続き提言してまいります。

次に、3ページをお願いいたします。3点目の沿岸海域の資源回復・向上対策について、種苗放流につきましては、昨年度、県による種苗生産事業を廃止したことに伴い、県では本年度からそれまで生産しておりましたヒラメとクマエビの種苗について、配布を希望する市町村等に対しまして、県内外の種苗生産機関からの供給をあっせんしますとともに、

単価の上昇分や県外からの輸送経費など、新たに発生します経費を補てんし市町村の負担の軽減に努めております。

一方、アマダイなどの種苗につきましては、放流を希望される市町村等からの要望に応じて、全国の種苗生産状況を確認し、配布が可能な機関を紹介しております。また、国の事業を活用し黒潮町を含む県内の14カ所におきまして、地元住民などが行います藻場の回復に向けたウニ類の駆除や種を放出します母藻の設置等を支援し、土佐湾における水産生物の生育環境の維持や回復を図るとともに、養殖漁場における遺伝子解析による新たな環境調査手法を導入し、赤潮等による被害の軽減を図ってまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 〈漁場漁港課〉

◎西内委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎樋口漁港漁場課長 委員会資料、赤色のインデックス漁港漁場課の4ページをお願いします。安芸市から水産業の振興に関して要望をいただいております。項目にあります穴内漁港海岸の整備について、右の執行部の意見または措置状況の欄で御説明いたします。

一つ目は、海岸保全施設整備事業の早期完成に向け十分な予算を確保することです。穴内漁港海岸では全体で4基の人工リーフが計画されており、そのうちの3基の人工リーフが暫定断面で完成をしております。最後1基の人工リーフにつきましても、平成26年度から着手をしております。早期に完成できるよう予算確保に向け、港湾・海岸課と連携して取り組んでまいります。

二つ目は、暫定型人工リーフ工事完了後、穴内漁港海岸を県管理海岸とし、西浜海岸と一体的な離岸堤として整備することです。穴内漁港海岸を県管理することにつきましては、漁港の利用形態について精査を行い、人工リーフの暫定整備が完了する時期に、県が管理しています安芸漁港への統合ができるか国との協議を含め、検討を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎野町副委員長 地元のことですので、一言お礼と今後の対応についてですが、毎年、こういった要望をしているということで、ずっと同じ答えということにもなるんだろうと思います。人工リーフにつきましては、平成26年から着手して随分日がたちますが、完成の見込みというのがそろそろ見込めるのかなと思ってるんですが、いつごろになりそうなんでしょうか。

◎樋口漁港漁場課長 人工リーフは、現在4基目の施工をしているところなんですけれど

も、全体で160メートルあります。そして今、完成しているのが、平成30年度に30メートルを行いまして、約1億2,000万円の予算がついております。これを除いて残りが延長として88メートル残っていきますので、今年度の予算見合いでいきますと、残り3年ぐらいで完成するのではないかと。年度としましては、平成33年、平成34年度ぐらいが完成時期ではないかと考えております。

◎野町副委員長 何度も申し上げておりますけれども、暫定版の人工リーフが完成をしているところでも、2年前の台風で大変な被害を受けておりまして、その上に積んでもらいたいという話があり、本当に地元の方々にとっては死活問題です。1日も早い完成と、さらに上積みといたしますか、一体的な人工リーフの完成を目指していただきたいという強い要望がございますので、またよろしく願いいたします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続きまして、水産振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈水産政策課〉

◎西内委員長 平成30年7月豪雨による水産業被害状況及び対応について、水産政策課の説明を求めます。

◎西山水産政策課長 委員会資料の報告事項、赤色のインデックス水産政策課のページをお願いいたします。

まず直接的な被害額ですが、現在までの集計によりますと、宿毛湾の養殖魚でカンパチ、マダイ、クロマグロなどを中心に1億300万円。漁港施設につきましては大月町の泊浦漁港や古満目漁港などにおいて、3億8,900万円となっております、合計で5億円近くの被害が出ているものと見積もっております。

詳細な被害内容とこれまでの対応につきまして、2の表にお示ししております。まず魚類養殖におきましては、宿毛市大月町の養殖漁場において、カンパチ、マダイ、クロマグロなどの養殖魚79トンが死亡いたしました。養殖業者が独自に処理した分もございまして、特に宿毛市の大海地区と内外の浦地区におきまして、死亡魚の量が大変多かったということがございまして、すくも湾漁協によりまして大海漁港の後背地に緊急で埋設処理が行われたところではあります。

また大月町におきましては、橘浦、安満地、柏島など各漁村地区に通じる道路の不通や通行制限によりまして、大型車を通常利用しております養殖魚のえさの搬入、あるいは養殖魚の出荷などが制限される事態となっておりますけれども、現在はいずれの地区におきましても道路が復旧し、えさなどの資材の搬入及び出荷作業など通常どおりの活動が回復しておるところです。

続きまして、ちりめんじゃこを漁獲いたしますパッチ網、また小型底びき網など、ごく沿岸での網漁業につきましては、安芸や高知沖の漁場へ流木やアクタが流れ出たことによりまして、操業が制限される状態となっております。

安芸地区につきましては、従来から行っております補助事業によります掃海事業を、被災の前の時点で既に交付決定済みでしたので、速やかに地元の安芸漁協によりまして掃海事業が現時点で2回実施されておると伺っております。今後もさらに行われる予定となっております。また高知地区につきましては、高知県漁協が現場の状況を見きわめた上で掃海事業の実施をどうするかということを現在検討中です。

漁港施設におきましては、安芸、赤岡、春野などの漁港内に流木等が流入し、漁船の航行に支障が出ておりましたけれども、各所管の土木事務所によりまして流木等の回収処分が行われております。また大月町の泊浦漁港におきまして、防潮堤がおよそ120メートル決壊いたしまして、加えて泊地が土砂で埋塞、同じく大月町の高満目漁港におきまして、防砂堤の一部破損と航路・泊地の埋塞が発生しております。

いずれにつきましても、国に対して速やかに被害報告を行いますとともに、特に泊浦漁港の防潮堤決壊につきましては、当面の安全確保を目的といたしまして、大型の土嚢の設置による応急仮工事を実施中です。航路や泊地の埋塞につきましてもしゅんせつ工事に着手したところです。

今後の対応ですが、特に被害の大きかった養殖業者につきましては、漁業共済への加入もなされていたということですので、共済金によって一定の被害軽減が図られますとともに、今後の経営安定対策としまして、県及び日本政策金融公庫のほうで災害対策資金を用意しておりますので、それを活用していただくことができますので、今、漁協を通じて被災された漁業者の方への呼びかけを行っておるところです。

次の台風や大雨に備えた対応といたしましては、漁港施設につきましては先ほど申し上げましたように、応急仮工事の実施により当面の安全を確保いたしますとともに、早期の復旧工事に向け、水産庁などとの協議を既に行っておるところです。また養殖魚にさらなる被害が発生した場合を想定いたしまして、死亡魚の処理が迅速に行えますよう、市町村、漁協、土木事務所など関係機関の間で処理方法や役割分担について再度確認を行ったところとあります。

また、さらなる被害の予防といたしまして、各漁協に対しましては、今回の豪雨で被災まではいかないものの、もろくなっている施設などの点検を要請いたしますとともに、水揚げ港などの被災を想定いたしまして、関係漁協が連携して代替の水揚げ港の確保や、給油、給水、えさなどの資材を供給できるよう体制の構築を要請したところです。漁港におきましては、既に策定しておりました機能保全計画に基づきます危険度判定箇所とその他危険箇所の点検を現在実施中です。

報告は、以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎野町副委員長 安芸のほうでも随分被害があり、二次被害的な形で流木が漁港にも、大木が流れ込むのは初めてだそうですけれども、そういう状況で、素早い対応をいただきまして本当にありがとうございます。

先日、漁業者も集まりまして、いろいろ意見交換も国会議員の皆さん方ともさせていただいた中で出てきた話が、先ほど安芸の漁協がもう既に2回の掃海事業をやったというお話ですし、また、毎年御要望もしております500万円の掃海事業の事業費をできるだけ使いやすい、使える時期に早く使えるように、またその上積みも含めて対応いただく形をお願いということもそうなんです、こういった場合に、毎年といいますか、2年に一遍は相当の流木が流れて、いつとき漁業活動がとまるという状況が続いております。

そういったことで、すぐに掃海事業等が対応できるようにするために、例えば災害用の基金を造成するといったことができないものなのかという意見が出ていまして、先ほど林業振興・環境部のところでも話をしましたけれども、山から流れてくる木ですので、山のほうとも連携をした形で、災害時には掃海事業を含めた復旧対策がすぐに対応できて、漁業活動がすぐに再開できる仕組みづくり、そういったものができないかを検討してほしいという意見がありました。

そのことに関して、お答えはなかなか難しいと思いますけれども、要請も含めまして、お願いもしたいところです。

◎谷脇水産振興部長 委員おっしゃられた内容につきまして、林業振興・環境部などとも相談しながら勉強もしてみたいと思います。そうした災害用基金になるのかどうかわかりませんが、速やかに使いたいという思いは受けとめておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

◎西内委員長 ぜひ災害用基金、うちも養殖事業なんかいつも河川のヨシなんか絡みついてなかなか復旧に手間取るというか、人の手をかけなきゃいけないこともあるので、やっぱり全庁的に横断的なものをつくっていただければと思いますので、これを要請しておきたいと思えます。

以上で、水産振興部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(11時33分閉会)